

平成 27 年度第 3 回鴨川市都市計画審議会 会議録

■ 開催日時・場所・出席者

日 時：平成 28 年 1 月 28 日（木）午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分

場 所：鴨川市文化財センター 学習室

出席者：以下の通り

【出席委員】

No.	区 分	氏 名	備 考
1	1 号委員 (識見者)	阿比留 勝利	城西国際大学 観光学部 客員教授
2	同上	吉村 敦広	前一般社団法人 鴨川市青年会議所 理事長
3	同上	安藤 啓子	元商工会役員
4	同上	石渡 清実	鴨川市農業委員会会長
5	同上	寺尾 忠行	鴨川市商工会会長
6	同上	永嶋 良子	建築士
7	2 号委員 (市議会議員)	辰野 利文	鴨川市議会 議長
8	同上	庄司 朋代	鴨川市議会 副議長
9	同上	久保 忠一	鴨川市議会 建設経済常任委員会委員長
10	3 号委員 (関係行政機関職員)	西川 正治	千葉県安房土木事務所長
11	同上	大友 昌弘	鴨川警察署長
12	同上	坪井 勇一郎	鴨川消防署長
13	同上	朝川 康彦	千葉県南部林業事務所長

(順不同、敬称略)

【欠席委員】

1 名（鈴木健史委員（一般社団法人鴨川市観光協会会長））

【市行政関係者】

所属・職	氏名	備考
鴨川副市長	庄司 政夫	
鴨川市都市建設課 課長	藤後 良治	事務局
鴨川市都市建設課 課長補佐	長谷川 幹男	事務局
鴨川市都市建設課 都市整備係長	畠山 祐一郎	事務局
鴨川市都市建設課 都市整備係員	佐藤 良平	事務局

【委託事業者】

1名

【傍聴者】

なし

■ 配布資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 座席表
- ・ 鴨川市都市計画マスタープラン（原案）

会議要旨

1 開会

○事務局・長谷川

皆さん、こんにちは。ご案内の時間となりましたので、只今から、平成27年度第3回鴨川市都市計画審議会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、都市建設課長谷川幹男と申します。どうぞよろしくお願い致します。

まず最初に、お手元の資料の確認をさせていただきますと存じます。

まず、平成27年度第3回鴨川市都市計画審議会の「会議次第」でございます。次に、「出席者名簿」、「席次表」でございます。続きまして、「鴨川市都市計画マスタープラン（原案）」のA4の冊子でございます。

以上でございますけれども、配布漏れはございませんでしょうか。

なお、本日の会議は、お手元の会議次第に従いまして、順次、進めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議は、おおよそ1時間程度、午後2時30分頃の終了を目安として進めて参りたいと存じておりますので、ご協力をお願い致します。

なお、本日は、鈴木健史委員さんにおかれましては、所用により欠席とのご連絡を頂いております。

鴨川市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、この会議の成立につきましては、委員の過半数以上の出席が必要とありますが、本日は委員14名のうち13名の委員の出席を頂いておりますので、本審議会・会議は成立致しますことをご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、庄司政夫副市長より、ごあいさつを申し上げます。

2 副市長あいさつ

○庄司副市長

改めまして、皆様こんにちは。副市長の庄司でございます。

今日は皆さん大変お忙しい中、平成27年度の第3回目の鴨川市都市計画審議会に御出席を頂きまして、本当にありがとうございます。

今年は暖冬という中でお正月を迎えましたけれども、今年、このところ、大変厳しい寒さ続いておりまして、日本の各地では色々な被害が出ておりますけれども、今日、鴨川市は大変暖かい訳で、そういった被害も無く、菜の花も満開というような状況で、大変ありがたいと思っておりますけれども、しかしながら、今はインフルエンザも随分流行してきておりますので、どうぞ皆様、気を付けてインフルエンザにかからないようにして頂ければというふうに思っております。

さて、今年度、本日が第3回目の審議会ということになりますけれども、都市計画マスタープランの改定にあたりましては、来月2月にパブリックコメントの実施を予定しております。その後、成案としてとりまとめ、3月に予定しております第4回のこの審議会でも、成案に対するご答申を頂きたいというふうに考えております。皆様、大変お忙しい方々でござ

いますけれども、どうぞこれからもご協力をお願いを致します。

さて、改めて申し上げるまでもございませんけれども、都市計画の基本的な方針を示す都市計画マスタープランにおきましては、平成16年3月に旧鴨川市において策定をされておりましたけれども、平成17年2月の市町合併以降、旧天津小湊町を含む全市域を対象とした計画の見直しが求められておりました。併せて、人口減少、あるいは少子高齢化、さらには地球温暖化をはじめとした環境問題、ライフスタイルの多様化などなど、変化する社会経済情勢に対応したまちづくりが求められ、更には、本市の最上位計画である「第2次鴨川市総合計画」、この策定作業が進められておりましたことから、昨年度より、この都市計画マスタープランの本格的な改定の作業を進めて参ったところでございまして、皆様ご承知の通りでございます。

本プランについては、これまで「全体構想」、「地域別構想」、そして「実現化の方策」までの素案をお示しをさせて頂いて、皆様方からご意見等を頂戴を致しました。

本日の審議会については、これまでにお示しをさせて頂いた本プランの素案に対して、皆様方から頂いたご意見等を参考に、修正や調整をさせて頂き、原案として、とりまとめさせて頂きましたので、修正内容等をお示し、ご説明させて頂き、今後の作業の予定についても、ご提示をさせて頂きたいと考えております。

本市の都市計画に関する基本的な方針となる都市計画マスタープラン、この改定にあたって、委員の皆様方には、引き続き、具体的な計画内容に係わるご審議をお願いをしたいというふうに存じておりますので、どうぞ、忌憚りの無いご意見をよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

どうぞこれからも、本市都市計画推進のために、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせて頂きます。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局・長谷川

どうもありがとうございました。続きまして、次第の3、会長あいさつを寺尾会長より、ごあいさつを頂戴したいと存じます。寺尾会長、よろしくお願い致します。

3 会長あいさつ

○寺尾会長

はい。それでは皆さん、こんにちは。

今、副市長の庄司さんからお話がありましたようにですね、今年は温暖で、素晴らしい正月が迎えられましてですね、皆さん方もほっとしたのかなど、いうふうなことを思いますけれども、まあ1月というふうな時はですね、祝賀交歓会や新年会といって皆さんも大変お疲れのことと思います。もう、そういうふうなことを言ってるうちにですね、今日もう1月の28日となりました。そうした中でですね、皆さんが大変お忙しい中ご出席頂きましたこと、改めてお礼を申し上げるところでございます。

それでは、都市計画マスタープランのですね、改定に係ります都市計画審議会におきまし

ては、昨年度に1回、今年度に入りまして、本日が第3回目の開催となりますが、これまで素案として、今、副市長さんが申しましたけれども、示されてきたものをですね、皆様方のご意見を参考に修正を行い、原案としてとりまとめたものを、本日、提示して頂くことと伺っておるところです。

マスタープランの原案につきましては、本日の審議会を経て、パブリックコメントを実施し、3月には、最終的な案となりますものを審議し、答申を行うものと予定しておるところでございます。

今後も引き続き、皆様方のご協力をお願いして、あいさつとさせていただきます。本日はどうもご苦勞様でございます。ありがとうございます。

○事務局・長谷川

ありがとうございました。

なお、鴨川市都市計画審議会設置条例第6条第1項の規定に基づきますと、会議の議長は会長が務めることとなっております。この後の議事の進行、議長につきましては、寺尾会長に務めて頂きたいと存じます。

寺尾会長、よろしく申し上げます。

○寺尾会長

はい。じゃあそれでは、座ったままで失礼させていただきます。

それでは、条例の規定に基づき、議長を務めさせて頂きたいと思っておりますが、皆様方のご協力を頂き、円滑に審議して参りたいと存じますので、よろしくお願い致します。

それでは、議事運営にあたりまして、会議録の確認につきましては、議長において指名させて頂くことになっておりますので、本日の会議録の確認は、吉村委員さんと、そしてまた安藤委員さんを指名をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、お手元の次第の(1)都市計画マスタープラン(原案)の改定について、事務局の説明をお願い致します。

4 議事 (1) 都市計画マスタープラン(原案)について

○事務局・畠山

はい。都市建設課都市整備係の畠山と申します。よろしく申し上げます。

それでは、私の方から、次第の通り「都市計画マスタープラン(原案)」につきまして、ご説明をさせていただきます。

お配りさせて頂いております鴨川市都市計画マスタープランの原案、平成28年1月とございますが、こちらにつきましては、昨年3月に1回目の審議会を開催させて頂きまして、今年度に入りましては、10月と12月の会議を開催させて頂きまして、都合これまで3回開催致しました本都市計画審議会におきまして、都市計画マスタープラン(素案)としてですね、ご頂戴致しましたご意見、ご提言等を参考とさせて頂くとともに、市役所の関係各課

との調整も図りながら、策定、とりまとめを行ったものでございます。本日、お示しさせて頂きます原案につきましては、この後、概要の説明をさせて頂きますが、この内容につきまして、本審議会においてご承認頂けた後に、早急にパブリックコメントの手続きに入りまして、2月中にパブリックコメントを実施する予定としておるところでございます。

それでは、鴨川市都市計画マスタープラン（原案）につきまして、その概要を説明させて頂きます。

まず、表紙でございますが、これまでの素案と変わらない殺風景なものとなっておりますが、パブリックコメントを実施した後の最終案を、3月に皆様方の方へお示しさせて頂く時には、まちづくりの計画をイメージさせるような表紙というものに確定致しますので、ご了承のほど、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、表紙1枚目をお開きください。こちらには目次がございますが、目次以降につきましては、これまでお示しさせて頂きました素案に対して、レイアウトやページの体裁など、最終的な計画書をイメージしたものへと変更してございます。

各章のそれぞれの構成につきましては変更はございませんが、各章の見出しのページの追加やレイアウトの変更によりまして、本文で16ページほどページ数が増えてございます。また、巻末に添付してございます「参考資料」の用語集についても3ページほど追加し、原案全体で、124ページで構成された計画書となっております。

目次をおめくり下さい。第1章都市計画マスタープランの概要と青い見出しのページがございます。素案の段階ではございませんでしたけれども、原案におきましては、各章の頭ですね、先頭のページに青色の見出しのページを追加して、章ごとの区分けをしてございます。

それでは、1枚おめくり下さい。「マスタープラン改定の背景」がございます。改定の背景に若干触れさせて頂きますと、副市長からのあいさつの方からありましたが、旧鴨川市におきましては、平成16年3月にマスタープランが策定されており、その後、市町合併により鴨川都市計画区域、天津小湊都市計画区域という2つの都市計画区域が併存する状況でありました事。また、社会情勢の面からは、人口減少・少子高齢化の進展、市民の価値観・ライフスタイルの変化、東日本大震災以降の防災意識の高まりなど、大きな変化が見られるようになっておるところでございました。このように、本市における様々な状況の変化とともに、本市の最上位計画となります「第2次鴨川市総合計画」の策定が進められておりました事を受けまして、都市計画マスタープランにつきましても、改定を進めたところがございます。

2ページでございます、ページの一番下の※で書いてございますが、本文中におきまして、アスタリスクですね、ここにありますようなポッチがついている、記号が付いた語句につきましては、巻末の参考資料に、用語集としてとりまとめ、語句の説明を記載しておるところでございます。語句の説明につきましては、主には「都市計画法」、「建築基準法」をはじめとする、土地利用に関する関係法令等によるもの、また、まちづくりに関する用語を中心として、掲載しておるところでございます。

続きまして、8ページをご覧下さい。ここから第2章鴨川市の現況と課題、鴨川市の概況説明に添付してございます「広域位置図」ですね、8ページの下大きな図面になるんです

が、こちらの図面につきましては、今回、新たに作成してございます。本文中にございますよう、東京都心部が80キロ圏、千葉市が50キロ圏の距離に位置していることが分かるように、また、主要道路網につきましては、圏央道のエリアまで網羅できるような範囲と致しまして、これまでのものより、見やすい図面となるように変更致したところでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。折り込みになってございますA3の図面、「バス路線網の状況」を示した図面でございます。素案の段階でお示しさせて頂いたものよりも、バス路線のルートの線を太く致し、バスの方面の行き先の表示や終点の停留所なども明記させて頂き、これまでのものよりも、バス路線のルートが分かりやすいように修正を致したところでございます。

第2章におきまして、その他の図面やグラフ等につきましては、大きく修正したものはございませんが、文言等の細かい点につきましては、一部、表現等の見直しを行っておるところでございます。文章の内容を大幅に変えるようなものではございませんので、ここでの説明は割愛させて頂きたいと存じます。

続きまして、26ページをご覧ください。こちらから第3章将来都市像、本題の方に入っております。上位計画でございます総合計画の基本理念を踏まえ、マスタープランにおける都市づくりの理念を3つ、「安全・安心」な都市づくり、「持続可能な」都市づくり、「協働」による都市づくり、を基本理念として位置付けをしておるところでございます。

この基本理念を受けまして、27ページ右側になりますが、今後、本都市計画が目指すべきものとする将来都市像を、真ん中にごございますように『地域が輝く拠点連携型の環境共生都市・鴨川 ～鴨川版コンパクトシティの創出～』としております。その将来都市像を実現するための、鴨川版コンパクトシティの考え方については、次ページとなります28ページと29ページの2ページを割いて、その解説と概念を示してございます。目指すべき姿、考え方としましては、29ページの下の方にごございますように、既存の市街地や集落を中心とした都市機能の強化による「コミュニティの維持・活性化」が都市経営コストの効率化を生み出すこととなり、さらには「交通ネットワークの充実」による地域間の移動時間の短縮を目指そう、とする考え方によるコンパクトシティ鴨川版でございます。

続きまして、30ページをご覧ください。本計画におけます、将来人口及び世帯フレームにつきましてでございますが、平成52年を目標しました「鴨川市人口ビジョン」、それを踏まえて計画されました総合計画によるものとし、グラフにありますよう、本計画の目標年次であります平成47年時点の目標人口を32,294人、目標世帯数を16,948世帯と設定しておるところでございます。

続きまして、将来都市構造につきましては、総合計画に基づくものとしまして、1枚おめくり頂きまして33ページの図面でございますが、「将来都市構造図」の通りとしてございます。大きな赤い円の鴨川駅を中心としたエリアを「都市拠点」とし、オレンジ色の円が、少し小さい円がございまして、その他の鉄道駅を中心とした市街地と長狭街道と国道410号が交差するエリアを「地域拠点」に位置付けております。また、JRの外房線及び内房線と国道128号、これを「都市骨格軸」に位置付け、周辺都市間の移動を支える国道410号及び主要地方道を「広域連携軸」に位置付けておるところでございます。さらに、海岸沿い

の既存市街地を「市街地ゾーン」に、また、農地や既存集落については「田園ゾーン」に、また、山間部の森林や河川などの自然が広がるエリアを「自然環境ゾーン」に位置付けておるところでございます。

このような将来都市像を踏まえまして、第4章の全体構想へと繋がっていく構成となっております。36ページから全体構想に入っております。36ページをご覧ください。全体構想の詳細につきましては、これまでの会議にてご説明させて頂いておりますので、詳しい説明は割愛させて頂きますが、図面を中心としてですね、概要について説明をさせて頂きます。

それでは、43ページの「土地利用方針図」、こちらをご覧くださいながら説明させて頂きます。こちらの土地利用方針図でございますが、先ほど、ご説明させて頂きました将来都市構造、これに基づき、土地の利用の仕方を細分化し、その方針を図に示したものでございます。

続きまして、49ページをご覧ください。こちらが「交通体系の整備方針図」となります。赤い点線の「広域幹線道路」におけます整備予定路線と致しまして、実入のバイパス事業が、また「補助幹線道路」におけます整備予定路線、オレンジ色の点線でございますが、この中におきましても、市道貝渚大里線の貝渚橋の架け替え事業等、既に事業が進められておりますものもでございます。

続きまして、55ページをご覧ください。こちらが「公園緑地の整備方針図」でございます。総合運動施設につきましては、スポーツ交流の拠点として、都市公園への移行について検討を進めるものとしております。また、既存の市立公園や首都圏自然歩道につきましては、適切な維持管理を進めるものとしておるところです。さらには、南房総国定公園や県立の自然公園をはじめとする豊かな自然環境におきましては、その保全に努めていくものとしてございます。

続きまして、64ページからの地域別構想になります。第5章地域別構想、64ページからとなりますが、全市域を「鴨川地域」、「天津小湊地域」、「江見地域」、「長狭地域」の4つの地域に区分をしまして、第4章の先ほどの全体構想を踏まえた上で、それぞれの地域ごとに「将来像」と「基本方針」を定めておるところでございます。

鴨川地域におきましては、71ページをご覧くださいと思います。71ページにございますよう、鴨川地域の将来像につきましては、『都市機能が集まる中心拠点 賑わいと癒しが調和したまち 鴨川』としておるところでございます。その方針実現のための方針図が75ページにお示してございます。こちらの地域別のまちづくりの方針図でございますが、土地利用、交通体系につきましては、全体構想を踏まえた形のものとなっております。下の方でございます凡例の都市拠点の下にございます「交流拠点」、紫色の扇形の円に囲まれたところでございますが、これは、地域別のまちづくりの方針の方で、新たに表現を出しておるところでございます。鴨川地域におきましては、その交流拠点でございますが、総合運動施設周辺や東条地区の医療・福祉施設が立地している地域を交流拠点として位置付けたところがございます。

続きまして、天津小湊地域の地域別構想に移らせて頂きたいと思います。天津小湊地域のまちづくり方針でございます。81ページにございます。天津小湊地域のまちづくり方針は、ここにございますよう『歴史物語が息づく観光拠点 産業と暮らしが共生するまち 天津

小湊』を将来像に掲げまして、その方針図でございますが、85ページに天津小湊地域のまちづくりの方針図が示しております。天津小湊地域におきましては、交流拠点でございますが、誕生寺、清澄寺、内浦山県民の森周辺を交流拠点に位置付けておるところでございます。天津小湊地域におきましては、さらに黄色の点線で囲っているエリアにつきましては、今後、都市計画区域の見直しの検討を進めるエリアとしても、表記をさせて頂いております。

続きまして、江見地域の地域別構想でございます。江見地域におきましては、91ページにその将来像を定めてございます。91ページの上段でございますが、『文化が香る交流拠点 住みたくなるあったかいまち 江見』として将来像に掲げ、その方針図におきましては、1枚めくって頂きまして93ページに、まちづくりの方針図が提示されておるところです。江見地域の交流拠点におきましては、城西国際大学安房キャンパスを中心とした大学関連施設周辺、また、宿泊施設やレジャー施設等が立地する沿岸部の周辺エリア、また、道の駅・鴨川オーシャンパーク周辺を交流拠点として位置付けておるところでございます。

続きまして長狭地域でございますが、長狭地域の将来像は98ページでございます。『伝統文化が生きる里山 豊かな農と食による憩いのまち 長狭』を将来像に掲げております。方針図におきましては101ページとなります。長狭地域におけます交流拠点におきましては、みんなみの里、大山千枚田、大山不動周辺をそれぞれ交流拠点と位置付けておるところでございます。

それでは、1枚めくって頂きまして、最終章となります第6章実現化方策、104ページからとなります。ここには、将来都市像の実現に向けた、都市計画における具体的な方策を示してございます。第6章につきましては、前回12月の審議会におきまして、ご説明をさせて頂いたところでございますが、改めて104ページから105ページですね、2ページにわたり示してございます「都市計画区域の再編及び見直し」につきまして、少し触れさせて頂きたいと存じます。

現在の本市の都市計画区域につきましては、105ページの上の図にありますように、ピンク色で塗られております鴨川都市計画区域と、緑色に塗られております天津小湊都市計画区域が、2つの都市計画区域が併存しておる状況でございます。これは、区域に指定した年代が異なることから、その指定状況に差が見られている状況となっております。従いまして、今後、本市が目指そうとする都市計画区域のイメージにつきましては、この下の図にありますよう、天津小湊都市計画区域の山間部を除外するとともに、鴨川都市計画区域におきましては東条、西条、田原地区の都市計画区域の縁辺部の都市的な土地利用が進む区域についての編入についても検討を進めるものとおるところです。都市計画区域の決定につきましては、これまでもご説明させて頂いておりますが、千葉県がその決定権者となりますことから、今後は、千葉県との協議・調整を進めるとともに、必要となつてきます基礎調査等の実施も求められてくることとなるかと思われまます。

続きまして、112ページからとなります「多様な主体との協働・連携による都市づくり」の項目でございますが、前回会議にてお示しさせて頂きましたイメージ図の方を少し修正致しまして、市民及び事業者、行政が協働・連携をしてまちづくりを進めるものであるという

ものをイメージしやすいように、三者を互いに矢印で結び付けるようなイメージ図に修正をしておるところでございます。内容につきましては変更はしておりません。

続きまして、最後でございますが114ページでございます「行政の役割」でございますが、これにつきましては、下から4行目になりますが、「特に、鴨川版コンパクトシティを推進していく上では、本計画をはじめとする市全体を対象とした計画を踏まえつつ、より生活に密着した地区単位で、コンパクトシティ化やコミュニティの活性化に向けた具体方策を検討していくことが必要となることから、コミュニティレベルでの具体的な展開に努めます。」との記載を追加してございます。前回の会議資料におきましては、こちらの部分につきましては市民の役割に位置付けておりました事項でございますが、その後に頂戴致しましたご意見で、『市民・事業者・行政の「公民協働」を地区レベルで強化するためには、やはり、行政が先導すべきでは』、こういったご意見等を頂戴致しましたので、ご意見を参考にさせて頂き、『コミュニティレベルでの「まちづくり」のきっかけ作りにつきましては、行政からアプローチしていくべき』と、そういったスタンスを持ちまして、行政の役割の方へとその位置付けを変更致したところでございます。

巻末の118ページから124ページまで、参考資料と致しまして、用語集を添付してございます。前回お示しさせて頂きました素案の段階よりも、解説しております語句が若干増やしておるところでございます。

以上、都市計画マスタープランの原案の概要につきまして、駆け足になったかと思いますが、説明をさせて頂きました。事務局からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○寺尾会長

はい、ありがとうございました。

それでは、今、事務局の説明が終了致しましたので、質疑をお願い致したいと思います。何かご質問等ございますか。

○久保委員

はい。まず一点目、ちょっと確認なんですけども、13ページのバス路線なんですけど、木更津線というのは、いきなり長狭街道に入らないで、久留里街道っていうか千葉鴨川線の方を通過して、大日を左折して追分から長狭街道に入ると、このルートでよろしいんでしょうか。

○事務局・畠山

はい。大日の交差点から。

○久保委員

市役所のところを通るんですか。

○事務局・畠山

市役所の前を通過して、大日へ曲がっていくルートになります。

○久保委員

そうだったんですか、知らなかったです。すみません。そのルートは生きると思います。ありがとうございます。

はい、もう一点。さっき都市計画で、105ページの東条・西条・田原の編入がございませけれども、ここには書いていないんですが、この都市計画とそれから農地法の関係について、どのような整合性を持っていくのかお願い致します。

○事務局・藤後

はい。当初、都市計画を定める時にはですね、そういう関係部署とも調整を図って決定をされているというふうに思います。今回につきましてもですね、関係所管課にも同様な資料を配布させて頂いております。細かい調整につきましては、先ほど説明の中で申しましたが、色々調査をしなくちゃいけないということも出てきますので、そういった中で調整を図っていきたいと思います。

○久保委員

現時点でのこの境界っていうのは、これは大まかなものと解釈してよろしいでしょうか。

○事務局・藤後

はい。そのようにご理解頂きたいと思います。この区域も非常に利害関係が出てくるところでございます。これはこの制度の範囲ということで、実際には色々な調査をしないことには、人口密度だとか、あるいは地形的な関係もあろうかというふうに思いますので、この地図の大きさの範囲でのものだとご理解を頂きたいと思います。

○久保委員

ありがとうございました。

○寺尾会長

他に何か。はい、庄司委員。

○庄司委員

はい。主要課題のページなんですけど、ページ数でいうと22、3、4なんですけど、この中で、(2)都市計画の面からみた課題ということで、ここが現況の説明だけで終わってしまっていたのと、ちょっと前回気が付かなくて申し訳なかったんですけど、後々見直しが求められるということが、他の天津小湊のページとかに出てきますので、やはりそこは1行ここに加えて頂いて、他の項目と同じように、何々していくことが求められます、というような結び方の方が、課題としてはタイトルに適しているのかなというふうに思いました。

○事務局・藤後

はい。その辺につきましては、他の項目と調整を図らせて頂いて、整合性のあるようにさせて頂きたいと思います。

○庄司委員

あともう一点なのですが、最後のこのところは大変増やして頂いて、用語説明、とてもそれはありがたいと思うんですけど、今度増えてしまったので、逆に最初に掲載されているページを見ればすぐにわかるんですが、例えば自分の見たいページからみた方が、若しくは用語が出てるかな、と振り返った時には、全部最初から見て探さなきゃいけないみたいなところがあるので、できればあいうえお順に並び替えをして頂いた方が、むしろどのページからでも、アスタリスクがついていないページからでも確認できるのかなと、ちょっとお手間はかかるんですが、前の見開き2ページくらいだったらそれで探しきれるかなと思ったんですが、こうやって増えてくるとどうかなというふうに思いました。

○寺尾会長

はい。それについて何か。

○事務局・藤後

はい。それにつきましては、表現とすればページの記載とですねあいうえお順と、色々な表現の仕方があります。それも可能でありますので、より良い、見やすい、探しやすい方策として検討させて頂きたいと思います。すみません。

○寺尾会長

はい、ありがとうございました。他に何か。はい。

○西川委員

確認ですけれども、77ページですか、このところの地域の特性の土地利用で、山林が約9割となっておりますけれども、素案の方では8割となっておりますけれども、これは確認した数字ということよろしいでしょうか。素案の方ですと64ページになりますけど。

○事務局・藤後

はい。新しい原案の中で65ページにその土地利用の面積配分が記載されております。それを見ますと、天津小湊地域の山林部分としては88%でございますので、これを約9割という形でご理解頂ければと思います。前回の素案が8割ということでありましたので。

○西川委員

表現を変えたということですね。はい、わかりました。

○寺尾会長

よろしゅうございますか。はい。他に何か。

よろしゅうございますか。無ければ、本件の議事は以上で終結させて頂きたいと思いがよろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

それでは、続きましてその他に移りたいと思います。何かございますか。はい、事務局の方から。

4 議事 (2) その他

○事務局・佐藤

事務局の方から、今後の審議会の日程につきましてご連絡させていただきます。

本日審議頂きましたこのマスタープランの原案のパブリックコメントを2月から実施を予定しております。このパブリックコメントで出た意見の調整をした原案を、再度3月下旬頃に、平成27年第4回会議としまして、そこで審議し、ご答申頂くこととしておりますので、今後詳細な日程が決まり次第、開催通知にてお知らせ致したいと思っておりますので、ご協力の方よろしくお願い致します。

○寺尾会長

3月にやると。

○事務局・藤後

はい、3月の下旬を予定しております。確定次第お知らせ致します。

○寺尾会長

はい。というようなことですが、ご承知の程よろしくお願い致します。

では、以上をもちましてですね、あと他に何かありますか。無ければ、円滑な議事運営にご協力頂きまして、ありがとうございました。

議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。

5 閉会

○事務局・長谷川

寺尾会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成27年度第3回鴨川市都市計画審議会を閉じさせていただきます。本日は、慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、散会と致します。ありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により議事録の内容について確認します。

平成28年2月2日

安藤裕子 

吉村敦広 